

資料
No. 3

求職者支援制度関係資料

(その2)

給付要件の考え方(案)

要件	基準の考え方	具体的な基準
訓練期間中に一定の収入がないこと (常態として職に就いていないこと)	雇用保険の被保険者とな らない程度の働き方 (週20時間未満)を勘案	支給対象の月の収入が 8万円以下であること (正社員以外のパートの 平均時給をもとに設定)
本人及び同居の親、子、配偶者に一定の収 入がないこと	複数世帯の標準生計費 を勘案	支給対象の月の収入が 25万円以下であること
本人及び同居の親、子、配偶者に一定の預 貯金がないこと	複数世帯の標準生計費 を勘案	預貯金が300万円以下 であること
訓練に全て出席すること(正当な理由がある 欠席の場合は8割以上)	—	—

※預貯金以外の金融資産や不動産については、

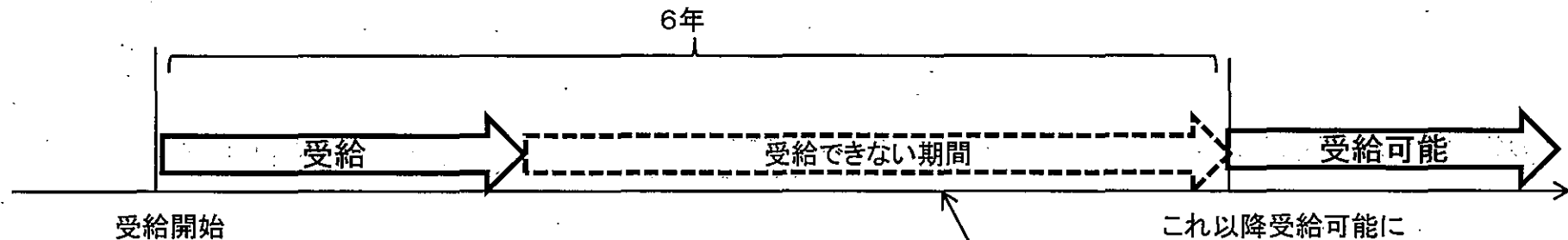
- ・時価による評価が実務上難しいこと
- ・生活費への活用の面で流動性が高くないこと

・預貯金以外の金融資産や不動産を有している場合は、通常、預貯金も一定程度有していると想定されること
から、要件としないこととする。

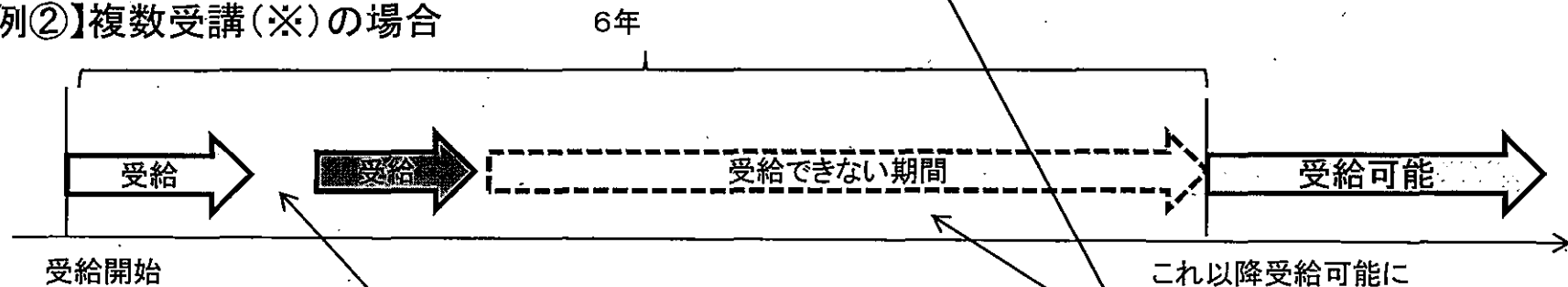
～受給単位期間のイメージ～

受給開始時点から起算し、非正規労働者の平均勤続年数を勘案し、受給できる期間＋できない期間のワンクールを「6年」と設定。

【受給例①】複数受講しない場合



【受給例②】複数受講(※)の場合



この時点では、次の訓練を受講するかは必ずしも決定していない

訓練受講後は通常就職していると想定される

※基礎的能力の習得部分のみの新訓練受講後、公共職業訓練を受講する場合に可能

(参考) 年齢区分別平均継続就業期間

	年齢計	15～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳
パートタイム労働者	6.4	1.7	3.1	4.3	6.7	8.9
正規の職員・従業員	13.7	2.3	6.4	13.0	20.3	24.1

資料出所 総務省統計局「平成19年就業構造基本調査」